

賛助会員 入会・退会・会費納入細則

賛助会員入会・退会について

・入会申込み

賛助会員になろうとする者は、一般社団法人ママライフデザイン研究所（以下 MLDL とする）ホームページフォームより入会申込みを行う。

・入会完了

年会費を指定銀行口座へのお振込みを以て入会完了となる。

・退会

賛助会員が退会しようとする場合は、事前に事務局に退会届を提出しなければならない。

・除名

下記内容に該当すると判明した場合、MLDL は当該会員を除名し退会を求めることができる。

- 1) MLDL の定める規則(規定、細則を含む)に違反したとき
- 2) MLDL の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 4) 会員が反社会的勢力、反社会的勢力の支配・影響を受けていること及び会員の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者であることが判明したとき

◎賛助会員の特典（内容を変更又は中止することがあります）

賛助会員（個人）1 口 2,000 円/年（税別）

（個人）

- ・セミナー、イベント・交流会等のご案内、事前優先申込枠の適用、参加費割引

（法人）

賛助会員（法人）1 口 5,000 円/年（税別）

- ・HP のバナー掲載
- ・事業 PR 協力
- ・HP、SNS での紹介

◎会費納入規則

・年会費

入会の承認を得た者は、年会費を納入しなければならない。

・会費の納入

1. 前事業年度内に任意退会の手続きを完了せず、事業年度の初日の時点で会員資格を有する者は、当該事業年度（※）の会費を納入しなければならない。

※当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 会員は毎事業年度、指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。

3. 既に納入された会費は、これを返還しない。

・初年度会費及び納入

1. 入会初年度の会費は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出するものとする（千円未満の端数は切り上げ）。

2. 初年度、指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。

3. 既に納入された会費は、これを返還しない。

・会費口数の変更

1. 会員は会費口数を変更する時は、MLDLの代表理事に提出することにより1口以上の任意の会費口数に変更することができる。

2. 会費口数の変更は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

◆入会申込書、変更届、退会届の提出先（兼問合せ先）

一般社団法人ママライフデザイン研究所事務局 入退会 係

〒481-0031 北名古屋市弥勒寺東2丁目170-1

TEL：090-3156-7673（代表田口）

mail：mamalifedesignlabo@gmail.com

HP：<https://www.mamalife-design.com>